

健康保険証の廃止の延期を求める意見書

保険で医療を行うにあたって、患者は保険証等を提示し、それによって医療機関等は資格を確認することが義務付けられています。令和3年度より、電子資格確認、いわゆるマイナ保険証が始まり、令和5年4月から医療機関等が電子資格確認に対応することが義務付けられました。そして令和6年秋には現行の健康保険証が原則廃止される予定となっています。

しかし医療機関等の窓口において、マイナ保険証で患者の保険情報を正しく確認できないトラブルが発生しており、全国保険医団体連合会の調査では、およそ6割の保険医療機関が電子資格確認時に何らかのトラブルを経験しています。そのうち最も多いものが、被保険者の資格があるにもかかわらず「無効」や「該当なし」とされたもので、次いで読み取り時の不具合で確認できなかったものです。これらの場合に「無保険」として医療機関が患者に10割負担を求めた事例も起きています。このほかマイナ保険証で確認した保険情報が他人のものであった事例もあり、投薬歴の誤認などで重大な医療事故につながる恐れが指摘されています。これらのトラブルにより正しく保険診療が受けられないことは、国民皆保険制度の根幹にかかわる問題です。現在は資格確認のトラブルに際して医療機関で改めて保険証と照合して対処されていますが、保険証が廃止された場合はそれができなくなります。

また、マイナンバーカードは5年ごとに電子証明書の更新、10年ごとにカードの更新が必要になりますが、要介護高齢者や障がい者は手続きに大きな困難を伴い、手続き漏れなどでマイナ保険証が使えなくなって無保険状態になる患者が生じることも懸念されます。代替となる「資格確認書」も、原則として本人の求めによるものとされており、同じ問題があります。本人の申請にかかわらず保険証が発行されることが必要です。

マイナ保険証には大きな利便性がありますが、医療保険制度は国民の生命に直接かかわるものであり、受療権を守るためにシステムや制度は安全、確実なものとするのが求められます。令和6年秋に健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することはきわめて拙速です。

国におかれては、マイナ保険証をめぐるトラブルについて十分に調査して万全の対策を行うとともに、令和6年秋に予定されている健康保険証の廃止を延期することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します

令和5年6月27日

大和高田市議会